

問 I - 1 - ⑩（有限責任中間法人が公益認定を申請する場合）

有限責任中間法人が、新制度施行後、直ちに公益社団法人に移行したい場合には、どうしたらいいのでしょうか。

答

- 1 有限責任中間法人が、新制度の施行後、直ちに公益認定（公益法人認定法第4条）を受けて公益社団法人に移行するためには、公益認定基準（同法第5条）に適合するとともに、欠格事由（同法第6条）に該当しないことが必要です。
- 2 そのため、公益認定の基準に適合させるため（注）、新制度の施行後直ちに臨時社員総会を開催するなどして（考え方）、理事会を置く旨の定めを設けるなどの必要な定款の変更の手続き等を行う必要があります（補足）。

（注）既存の有限責任中間法人については、一般社団・財団法人法の施行日（平成20年12月1日）に、何らの手続を要せず、そのまま一般社団法人として存続し（整備法第2条第1項）、定款、社員、理事及び監事は、施行日に一般社団法人の定款、社員、理事及び監事となりますので、公益認定の申請をせず、一般社団法人として活動する場合には、本文に記載されているような公益認定のための手続を行う必要はありません（問 I - 1 - ⑨（有限責任中間法人）参照）。

（考え方）新制度の施行日（平成20年12月1日）よりも前に、有限責任中間法人が、中間法人法（平成13年法律第49号）の規定に基づき、一般社団・財団法人法等の公益法人関連三法の施行を停止条件としてその名称中に一般社団法人という文字を用いることとする定款変更をしたり、法の施行又は移行の登記等を停止条件として理事会や会計監査人を置く旨の定款変更をしたりする等、公益法人関連三法の規定に基づく内容を定める定款変更をすることも可能と考えられます。施行日より前に、法の施行等を停止条件とした定款変更をしておくことにより、施行日後、直ちに公益認定の申請をすることが容易になります。ただし、中間法人法の規定に基づく社員総会の決議事項のうち、中間法人法に根拠規定が存在しないものについては、施行日前は決議の前提を欠くので、決議することはできないものと考えられます。例えば、社員総会の決議による会計監査人の選任は、社員総会の決議の根拠規定が中間法人法にはなく、施行日前の社員総会はこれを決議する権限を有しないことから、仮に、その決議の効力の発生を施行日以後としたとしても、そのような決議をすることはできないものと考えられます。そのため、会計監査人を選任することとする場合には、法の施行後の社員総会の決議により、会計監査人を選任することとなります。

(補足)公益社団法人になる場合には、理事会が必置の機関となります(公益法人認定法第5条第14号ハ)が、この点、旧有限責任中間法人の定款に「理事会を置く」旨の定めがあったとしても、その定めは、一般社団・財団法人法に規定する理事会を置く旨の定めとしての効力を有しないこととされています(整備法第5条第3項)。そのため、定款変更の手続きをして、理事会を置く旨の定めを設ける必要があります(一般社団・財団法人法第60条第2項)。なお、理事会を設置することとした一般社団法人は、監事を置く旨の定めを定款に設けて監事を置かなければいけません(一般社団・財団法人法第60条第2項、第61条)が、旧有限責任中間法人の定款には、施行日以降、監事を置く旨の定めがあるものとみなされます(整備法第5条第2項)。そのため、改めて「監事を置く」旨の定款変更をする必要はありません。また、公益社団法人になる場合には、例えば、会計監査人を必ず設置しなければならない場合の「会計監査人を置く旨の定め」(一般社団・財団法人法第170条第2項、公益法人認定法第5条第12号本文)、「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」(不可欠特定財産)がある場合の定め(公益法人認定法第5条第16号)、清算をする場合の残余財産の帰属先の定め(一般社団・財団法人法第239条第1項、公益法人認定法第5条第18号)、公益認定の取消しの処分を受けた場合等の公益目的取得財産残額の贈与の定め(公益法人認定法第5条第17号)等を定款に設ける必要があります。